



学習指導要領の改訂により、特別支援学級に在籍している子供たちや通級による指導を受けている子供たちについては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務づけられました。以下の資料は、特別支援学級が新設される際に、該当教育委員会にお渡ししているものです。学習指導要領の改訂に基づき、赤枠の部分を変更しましたので参考にしてください。

ここが
変わります！



特別支援学級における諸帳簿等について

西部教育局

1. 指導要録 > A様式かB様式かを確認してください。 <input type="checkbox"/> A様式…当該学年の内容及び下学年適用の場合 ※下学年適用の場合…総合所見欄等にその旨を記載しておく。 …適用した学年で評定をつける。 <input type="checkbox"/> B様式…知的障がい者を教育する特別支援学校の各教科の内容を取り入れる場合 参考【特別支援学級担任のための手引き（青色） 平成22年3月 鳥取県教育委員会】P22～23
2. 出席簿
3. 児童生徒名簿
4. 就学支援関係書類 <input type="checkbox"/> 市または西部町村就学支援委員会の審査資料 <input type="checkbox"/> 保護者の承諾書 <input type="checkbox"/> 市または西部町村就学支援委員会の審査結果 <input type="checkbox"/> 市町村教育委員会の決定通知 <input type="checkbox"/> 校内就学支援委員会の記録 （個別のファイルに綴じて、過去の記録がすぐに分かるようにしておくとうよい。）
5. 個別の教育支援計画 > 必ず作成してください。 ・学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために作成する。
6. 自立活動の個別の指導計画 > 必ず作成してください。 ・自立活動の内容は、児童生徒個々の実態に合わせて設定するため、個別の指導計画も個別に作成する。 ・年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加し、記入していく形式でもよい。
7. 各教科等の個別の指導計画 > 必ず作成してください。 ・年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加し、記入していく形式でもよい。
8. 各教科等の年間指導計画 > 必ず作成してください。 > 単元名のみ題材配当表とは異なります。 ・児童生徒が履修している各教科、領域等の学習内容 ※自立活動の年間指導計画も必要です。 【当該学年に準じた学習の場合や下学年適用の場合】 ・学習時期、単元名、目標、学習内容、評価規準 【知的障がい特別支援学校の教育課程を選択する場合】 ・学習時期、単元名、目標（付けたい力）、学習内容 ※各教科等を合わせた指導の形態（生活単元学習等）も、その年間指導計画が必要。 ※自立活動や各教科等を合わせた指導については、個別の指導計画を立てていく場合があります。まずは、1学期分あるいは前期分を立てていく方法も有効です。 > 各教科で採択されている教科書名を記載してください。 1つのファイルに綴った後、 <u>インデックスを付けると活用しやすくなります。</u>

5・7ともに、これまでも作成していただいていたいますが、**作成が義務付けられました！**



「作成の義務」の根拠は、「幼稚園教育要領第1章第5の1」、「小学校学習指導要領第1章第4の2（1）の工」「中学校学習指導要領 総則第1章第4の2（1）の工」に示されています。



再確認を！

「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実していくという関係です！

【個別の教育支援計画】

- 長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うもの
- 家庭や福祉、医療、労働等の関係機関と連携して取り組むもの
- 学校が中心となって作成するもの
- 2～3年を目安に作成

支援内容や評価等について、本人・保護者との共通理解が重要！

通級による指導を受けている児童生徒の計画作成については、**在籍学校と通級担当者との連携を密にし、作成されることが望まれます。**

【個別の指導計画】

- 教育課程を具現化したもの
- 学校等での指導における一人一人の指導目標や指導内容・方法等の明確化を図るもの
- 学校が責任をもって作成するもの
- 1年ごとに作成

支援内容について、保護者と共有されることが大切！

